

第 3 回
新市の議会議員の定数及び任期
検討小委員会会議録

開会 平成16年6月15日(火)

閉会 平成16年6月15日(火)

那賀5町合併協議会

第3回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会索引

付 議 議 件 名	頁 数
1 . 開 会	1
2 . 委員長挨拶	〃
3 . 会議録署名委員の指名	〃
4 . 協議事項	
(1) 新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することについて	1
5 . その他	1 4
6 . 次回開催日程等について	〃
7 . 閉会	〃

第3回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会会議録

開催年月日	平成16年6月15日(火)		
開催場所	粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室		
開会及び閉会時間	開会 午前9時52分	閉会 午後10時50分	
会議録署名委員	山岡年文		南木和子
議長	榎本喜之		
出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 名 凡例 出席 × 欠席	委員氏名		出欠
	委員長	榎本喜之	
	副委員長	松浦 猛	
	委員	南木和子	
	委員	杉原 勲	
	委員	柳本益代	
	委員	黒田七郎	
	委員	仮屋肇昇	
	委員	山岡年文	
	委員	津田愛珂	
	委員	竹村広明	
合併協議会 事務局	事務局長	黒田敏弘	
	事務局次長	奥谷敏夫	
	総務課長	栗山房大	
	計画課長	岩坪純司	
	調整課長	狭間秋友	
	調整課長補佐	浅野徳彦	
	総務課長補佐	半田雅己	
	総務課長補佐	乾 浩二	
	総務課長補佐	栗本宗彦	
	総務課係長	中村 健	
会議の経過	別紙のとおり		

<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>こんにちは。予定の時間より少し早いんですけども、皆さんお揃いでございますので、ただ今から第3回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会を開催させていただきます。開会にあたりまして委員長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>皆さんお早うございます。お忙しいところご苦労様でございます。本日、第3回目ということで以前にも増してなお一層の活発なご意見をいただいて会議の方進めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。それでは会議の進行につきまして委員長に議長をお願いいたしたいと思っておりますので委員長よりよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>それでは早速ではありますが、会議次第に従いまして進めさせていただきます。なお、本日の出席委員は全員であります。小委員会規定第5条第2項の規程の3分の2以上の委員の出席がございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずもってご報告申し上げます。</p> <p>引き続きまして会議次第第3番の本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。桃山町山岡年文委員、打田町南木和子委員、以上の委員さんをお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次の会議次第第4番の協議事項に移らせていただきます。新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することにつきまして、前回確認いたしましたスケジュールに従いまして、本日はまず会議資料3ページでございます1、原則設置選挙、定数特例、在任特例、のうちいずれの制度を適用するかを協議いたします。粉河町、桃山町、貴志川町につきましては前回の委員会でそれぞれの議会の全員協議会でのご意見をご報告いただいております。那賀町、打田町につきまして本日議会全協でのご意見の報告をいただくということになっておりましたのでよろしくお願いいたします。那賀町の黒田委員さんの方からよろしくお願いいたしますでしょうか。はい、黒田委員さんお願いします。</p>
<p>委員 (黒田七郎)</p>	<p>それでは、那賀町の方の全協の内容と結果につきましてご報告をさせていただきますと存じます。5月の20日に議員全員協議会を開催させていただきました。全員出席の元に相当やっぱり関心もっていらっしゃいますので、活発なご意見をいただきました。特にこの定数問題と任期の取り扱いについてということは、やはり議員としましても非常に関心の高いその度合いというものが深まって参っておりますので、特に問題の地方自治法</p>

	<p>及び公職選挙法の原則を適用するか、或いは定数特例制度を適用するか、また在任特例制度を適用するかということにつきましてですね、議員の意見としても相当分かれたわけなんですけれども、議員の少数意見として建設計画等あらゆる事につきまして見極める必要があるため在任特例制度を適用してほしい、またすべきではないか、また定数特例制度を適用する等意見が出ましたけれども、特例制度を適用せず、原則を適用することの意見が大多数を占めましたので、那賀町といたしましては特例制度を適用しないということを選択させていただきました。しかし、少数意見につきましては今後も尊重させていただくということに変わりはございません。特に新市の議会議委員の定数及び任期検討小委員会における、その定数問題につきましては以上の通りでございますので大変遅くなりましたけれども、慎重を期して参っておりますのでこのように結果が出ましたのでご報告させていただきたい。以上であります。ありがとうございました。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは打田町の方は私の方から報告させていただきます。打田町の方も6月11日の議会終了後の全員協議会において特例制度、今回は在任特例は適用しないということは決定しておりましたが、定数特例についてもなお慎重審議していただきまして、打田町の方といたしましても特例制度は適用しないという形で意見が統一されておりますのでご報告申し上げます。</p> <p>それでは他委員さん等からご意見の方ありましたらいただきたいと思っておりますけれども、ご意見のある方挙手にてよろしく願いいたします。ありませんか。</p> <p>では、意見がないようでございますのでお諮りします。原則設置選挙、定数特例、在任特例のうち、いずれの制度を適用するかにつきましては原則設置選挙を適用ということで決定してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし。」の声あり。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>異議なしということですので、原則設置選挙を適用するということで決定いたしたいと思っております。</p> <p>続きまして2番の議員の定数及び、3番の選挙区を設けるか否かの協議に移らせていただきますが、本日はご意見をいただくことにとどめまして、次回以降の委員会で決定していくことといたします。ということでございますので、忌憚のないご意見、ご質問等をいただきたいと思っております。ご意見、ご質問等ある方挙手にてよろしく願いいたします。</p> <p>ご意見等ないでしょうか。それではちょっと私の方から先ほど申しまし</p>

	<p>た全員協議会において、定数と特例のことにつきましても自由なご意見をいただきたいと打田町の全員協議会の方で聞かせていただきましたところ、定数については現在きちっと意見だけをいただいて、こういう意見あったという報告なんですけども、30人の定数の一番上、上限でお願いしたいという意見もありました。それと後、選挙区についてですけれどもこれについては、意見が分かれておりましてもう選挙区を設けないという意見と、後選挙区はやっぱり1期ないし2期は設けるべきではないかという意見と分かれておりましたので、それだけ報告させていただいておきます。</p> <p>はい、黒田委員。</p>
<p>委員 (黒田七郎)</p>	<p>那賀町も前回5月の20日に全教開いてその席上ですね、議員定数と選挙区を設けるかどうかという、一応基礎に皆さん方の意見を聞かせていただきました。特に選挙区を設けるか否かにつきましては、その選挙区を設けるべきでない、選挙区を設けるとちょうど意見が折半になるような意見もございました。重要な問題でございますので、今後も継続してですね議員定数等共々検討させていただきたいという、必要があるんだという一つのことに結論を結んで、その席はさせていただきましたけれども、今後継続的にこの問題をさしていただきたいと。特に6月議会もでございますので、その席上ですねやはりこの問題につきまして委員皆さん方のご意見をいただきたいということで、議会については一応結論づけるような、小委員会で結論づけられるようにもって参りたいとこのように考えてございます。なお、おおよその意見につきましては一期目だけぐらいは選挙区は設けてはどうなという意見も多数ございましたので参考にご報告させていただきたいと、このように考えてございます。色々やっぱり重要な問題でございますので、慎重に議員としては諮らなければ、一朝一夕にすぐ結論づけるということはちょっと難しいという一つの問題でございますので、十分一つ認識を改めて十分検討して参りたいということも結んで皆さん方の意見をこれからどんどんと集約させていただきたいということをつけ加えてございます。以上であります。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。他に委員さん等からご意見、ご質問等ありましたら、竹村委員。</p>
<p>委員 (竹村広明)</p>	<p>貴志川町ですけども、大分前に全員協議会、この原則か否かの時の全員協議会で定数問題等も触れたわけなんですけれども、色んな意見がありますけども、岩出町が一応5万で、人数増やさず18名という数でいかれるそうなので、その辺も考えて、我々ところは7万ですからその辺のとも考</p>

	<p>えて定数を決めたらどうかという意見もございました。それと選挙区ですけれども、うちの場合選挙区でという意見はなかったんですけども、皆さんの意見は聞いてないんで、皆さん個々にどういう意見もっておられるかわかりませんが、一応発言された中では大選挙区でいいんじゃないかという意見が出ておりました。それと私個人の意見では一応委員1回目は30名ぐらいで、大選挙区、それと2回目が26名ぐらいという条件付きなです。ね人数訂正されたらどうかと、これ私個人の意見なんですけども思っています。以上でございます。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。他委員さんからないでしょうか。はい、山岡委員。</p>
<p>委員 (山岡年文)</p>	<p>2回全協できて、最初の全協では色々と意見が、選挙区を設けるっていうことで意見が出まして、半々ぐらいの意見だったと思います。昨日議会議が終了後、全協開きまして定数と、選挙区の問題を検討いたしました。定数につきましては最高の30でどうかということで、30名。選挙区につきましては少数意見でもありますけれども、先ほどもおっしゃったように1期ぐらいは選挙区を設けたらどうかという意見もありました。これも報告しておきます。しかしながらうち議会の全体的な意見といたしましては全国区の選挙区でいきたいとこういうようにほぼ決定ではありませんけど、ほぼ内定をしておりますので報告いたします。以上です。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>ありがとうございます。他委員さん等からありましたら。杉原委員。</p>
<p>委員 (杉原勲)</p>	<p>先ほどから各町の皆さんの意見等を聞かせてもらっておりますけれども、粉河町も全協を開きましてその時に原則の選挙及び後のことは雑談的でしたけれども、その中に先ほどからおっしゃてるように、議員定数また選挙区の事を話し合っております。その中で桃山さん、打田さん、貴志川さんの言うように同じような意見が過半数を占めておりました。中でも1回目は30人としてでも、やはり2回目に際しては25人ぐらいということを入る場合には、それをうたっておいた方がいいんじゃないかという意見もありました。選挙区に対しましては、小選挙区でいくならばずっといくように、1回、2回というよりもやはり1個の市となる限りは始めから皆さんに大きな目で見てもらって選挙区を設置しないというような意見が大半でございました。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>他に委員さん、なにかご意見等ございましたら。 それでは今色々各町の議員さんの方からの全協での報告、意見等こんな</p>

<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>んありましたよという報告等いただきました。5号委員さんの方で何かお おあしの考えとか、周りの考えということで。はい、松浦委員さん。</p> <p>松浦です。色々それぞれの議会の全員協議会のご意見うかがったんです が、私も5号委員というんですか、一般の住民の立場から言いますと、3 0名それはやっぱり10万、上限の数ではないだろうかと。そういうところ から見ましても若干新しい市の7万都市として果たして30っていう数字 はいいんだろうか、どうだろうかと。10万あるっていうんでしたら当然 30っていうことでいくんですが、やっぱりこの前も申し上げましたよ うに、財政的な面でこういう合併が進められてるんですからそういうこと になってくると一般の住民の同意というんですか、ご理解が得られるんだ ろうかとこのように考え、そこで今粉河町さんなり、貴志川町さんの議会 の関係では30名、そして後はどれにするんか明記すべきだとなってい ますが、果たしてその明記した数っていうのはその次の条例なりなんなり する時に有効になるんかどうだろうかと。ここで意見述べられるんはこの 場だけですから、今度は30名やってその後、25名なり26名っていう のがそれ議会の条例になるんですか。そこらのところがどのような手続き するんだらうかと、ただこの場をさっともうすますためにそれを一条入れた と、果たしてそのことが後拘束できるんかどうかとそこのとこちょっと私 の方もわかりませんので、私の意見といたしましては若干7万都市で30 名、若干多いんじゃないだろうかと、そして新しい市がどんどん、どん どん発展していったかなくてはならんのですからその為のこれ合併 協議会でもあるんですから、10万都市も目の前にあるんじゃないだろう かと、そうやってきましたらそうなった時点で今度は逆に言いますと、そ の時点で30名に増員するということが一般の住民の皆さん方のい わゆるご賛同と、そして新しいまちづくりに対する意欲がわいてくるんじ ゃないだろうかと。これはあくまでも私だけの意見ですんでそう思いま す。今言いましたように拘束できるんかどうかという点について事務局の 方から一つ。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>それでは事務局の方から一つは今言われた現ここで30名、2期目から 減らすっていう条例でもってできるのか、それともここで定数を24とか 6とかって決めて1回目先ほど特例は使わないっていうことになってま したけど、特例を使って30名っていう形でいけるのかとかそのへんなん ですけれども、事務局の方から。はい、事務局。</p>
<p>事務局 (総務課長)</p>	<p>まず1回目の設置選挙、あるいはそのいう在任特例を適用した場合の後 の初めての選挙、その定数については当然この協議会の協議によって定数</p>

<p>栗山房大)</p>	<p>を決めて、それを各それぞれの町の議会で議決すると。それを告示することによって新市の条例に変わるものということになります。ですから1回目のそういう定数については、協議によって決めることができると思います。ただ2回目の今ここで協議したものを2回目はどうするっていうことは、そこまで拘束はできないとそのように考えます。ですから2回目については、新市の議会においてですね定数を変更する、そういう条例によって変更していくとそういうことになるかと思しますので、今松浦委員が言われたことになるか。以上です。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ということは1回目だけできると。2回目については新市の議会によるっていう形になるってわけですね、はい。 では、ちょっと松浦委員さんどうぞ。</p>
<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>すみません。そうなって参りますと、やっぱり私も議員やったことないんですから議員審議なんていうのがわからないんですが、あるやつを減らすっていうよりも減らすやつを増やすという方がやっぱりすんなりいくんじゃないだろうかと。今聞きましたように第1回目の設置選挙については30名の定数、2回目からはそれぞれの条例、これは議員さんがお決めになることですから。そうなって参りますと若干それは空手形になんのと違うんやろかと、今言われてる問題。そういうことから言いましたら私はむしろ少ない方から出発してそして10万都市になった時に30名という形の方がいいんじゃないかと。あくまでも私の意見なんで、そういう風に思いますんで一つよろしく。</p>
<p>議長 (榎本喜之) 委員 (仮屋肇昇)</p>	<p>はい、他委員さんからありませんでしょうか。はい、仮屋委員。 私も個人的な意見ですけども、最初の出発点は一応その原則として設置選挙適用するということですね。出発が30名でやっていただいたしかええと思うんです。それから1回、2回全体的な新市になってからの情勢を見てまた議会で定数を減らすんなら減らすで、議会でやっていただいたらいいと思います。それと先ほどからこの制度の適用については設置選挙を適用するということで、大体決まったと思うんですが議員の定数或いは選挙区の問題につきましては、このスケジュール表からいくと非常にまだ期間があるようにも思いますが、お聞きしますと打田町さんと、それから桃山町さんですか、今年選挙があるって聞いてるんです。そうなりますと那賀町とは違うんですけども、両町の候補の予定者の皆さん方の段取りもあるので、できたら早いこと決定をするしかいいんじゃないかこう思います。これはあくまでも僕の意見ですけども、考えてます。</p>

<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。他にご意見ありませんか。 それでは私の方から少し事務局に一つ確認ということで。先ほど私の方から言わせていただきました、ここで定数を24なり26なりという30より低い数字で決定し、先ほど特例を適用しないということに決定をいたしましたけれども、その話を戻ったとして特例で30名っていう定数特例を使うっていうことは可能なんでしょうか。それ一つだけ確認できたら、ということは1回目は30名、2回目から何とかっていう規定がこの場でできるっていうことになるんじゃないかっていうことなんですか。はい、事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>今のご質問でちょっと確認したいんですけど、特例で30名っていうのは、定数特例っていうのは法定上限数が今30名ですんで、特例を使わなくても30名がいけるわけです。もし特例を適用するっていうことは30名を超える場合、2倍の60名までは定数特例を適用した場合はいけると。1回目の選挙についてはそういう定数を設定することができるということになりますので、30名はもう法定定数の上限でございますんで、特例適用なしでも設定できるということになるかと思っておりますけども。 ちょっとご質問の内容がちょっと僕。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>私の認識がちょっと間違っていたらあれなんですけど、その定数の倍の数までいけるっていう定数特例のその定数、最初の定数っていうのは新市の議会議員の定数やと思ったんですよ。それで20名って設定するならば、1回目の選挙は40名までいける。10名って設定するならば20名までいけるっていう定数特例やっという風に思っていましたんで、24名って決めたら48名までいけるっていう特例ではないのかなと。30の場合の60までいけるといのは、30名って決めた場合は60までいける、だから今24って決めた場合の30までっていうたら、特例の範囲内に入るという解釈で僕は定数特例を思っていたんですけど、いかがなものでしょうか。すいません、松浦委員。</p>
<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>設置選挙で議員定数についてということで30人以内で協議の上決定しなければならぬと、それだけ違うんですか。その次は定数特例については30人かける2の60人以内で協議の上決定と。それで今まだ決まってませんが、色々なんしたのが、いわゆる原則っていうのは設置選挙でしょう。設置選挙だけでいくとすりゃね30の上限と。</p>
<p>議長</p>	<p>それわかってるんです、話戻したとしてっていうことで、特例を適用し</p>

(榎本喜之)	<p>たとしてっていうたらその先ほどから出てる1回目を30で、次からどうのこうのというのが規程できないと。でもそういう方法を使えば規程できるということもあんのかなと、戻ってしまうんで。事務局その辺は。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>定数特例っていうのは合併特例法の第6条で規程してるんですけどね、新たに設置された合併市町村であっては地方自治法の91条第2項の規定に関わらず、91条の2項っていうのはこれ上限定数なんですよ。その上限定数に関わらんと合併関係市町村の協議によって合併後、最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、ということは1回目に限り、同項に規程するっていうのは今5万から10万までは30名っていうのが同項に規程する数です。30名です。その2倍に相当する数を超えない範囲で、定数を定めることができるっていうことのでございますので、法定定数は30名っていうことでこれからいったらなりますんでね、その倍の60名まではいけると、60名以内であれば1回目の選挙はその定数で選挙することができると、そういう解釈でございます。</p>
?	<p>議長言いたいのは、一応25で定数決めて5名を特例使うっていうことで30名にしたらどうなと言いたいんじゃないんですか。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>そういうのもできんのかなっていう確認なんですけどね。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>25っていうことをまず、定数を25で決めてしまうと。決めてしめてプラス5名っていうのは特例分としての5名ですよってそういう言い方ですか。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>そうです、そうです。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>それはちょっと、そういう規程はまずないと思うんですよ。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>確認だけなんですけどね。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>定数の特例っていう解釈なんですけど、今言われてるのはですからいったん決めたやつに対して1回目の特例部分としてプラスアルファ5人。その分を特例として扱えるかっていう、そういう解釈やと思うんですよ。その定数特例、この法でいう定数特例っていうのはそうじゃなしに全</p>

<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>体の数として、どこまでいけますよと、それを協議によって決めとけば1回の選挙はそれで大丈夫ですよと。2回目からは駄目ですよとそういう解釈ですんで、30名の内訳の25名が本来の決めた定数で、後の5人は特例分の上乗せですよってそういう解釈、今言われたのそうやと思うんですけども、それはちょっとないと思います。</p> <p>はい、しばらく休憩させていただきたいと思います。</p> <p>(休憩 10時20分) (再開 10時30分)</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>それでは休憩前に引き続いて会議を開かせていただきます。先ほど私の方の認識不足でしたので、30名以内で定数決める場合は特例も何もないということで。30名以上の場合は定数特例ができるということでしたので、納得させていただきました。申し上げときます。</p> <p>それではここでちょっと事務局の方より選挙区のことについて、選挙区の設置等の説明を少しいただきたいと思いますので、事務局よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、議長。選挙区の設置についてなんですけども、市町村の議会の選挙区については原則としては、選挙区は設けないというのが原則なんです。それで合併等があった場合にその選挙区を設けることができるということになってます。それは公職選挙法の15条の第6項でそういう規程がございます。今また合併でそういう選挙区を設けるということになりましたら、根拠の法令としましてはその15条の第9項で地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し、必要な事項は制令で定めるということになってまして、制令っていうのは公職選挙法の施工例っていうのがあるんですけど、その9条で人口によって本来原則的には人口で選挙区の定数配分っていうのを決めていくんですけども、合併によってやる場合はその人口によらなくてもいいということになってます。ただしそれについては1回目の選挙に限ってということになりますので、2回目の選挙につきましてはその新しい新市の議会においてですね、またその定数配分っていうのを決め直す必要があるということです。以上でございます。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。委員さんから何かご意見等ありましたらいただきたいと思います。はい、松浦委員。</p>

<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>松浦です。今の説明でわかったんですが、4ページに市町村議会の議員の選挙区公選法解説より抜粋とこないってのはあくまでも・・・でいくっていうことをもって書かれていると解釈してよろしいんですね。条例で選挙区を設けることができるというのはここでは関係ないと。この法廷の協議会の中ではここで決めたらいいんですよ。そうですね、これはもう関係ないこっちゃと。はい、わかりました。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 半田雅巳)</p>	<p>よろしいですか。あくまでもここに載せているのは下のところで町村議会議員の選挙については原則としては、選挙区を設けないでその区域の全部及び、一つの区域を選挙を行うであるが、基本的にはそうなんですけども、特に必要があるという場合は条例で選挙区を設けることができます。特に必要がある時ってというのは、今、今回行われている市町村合併等の時について考えらると。その他各町の事情において判断すべきものであるということで、一応今回の場合、特に必要があるという風な解釈でございます。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>ちょっと補足しますけども、条例でっていうところなんですけどもこの議員の定数につきましてはですね、新市の条例で先決なんかで決めるんじゃないしに、この旧の関係市町村5町で、5町のそれぞれの理解で議決をして告示をすれば新しい市の条例に代わるものとみなすということになりますんで、告示行為が条例の効果を出します。ただこの選挙区につきましてはですね、そういった行為、そういう形じゃなくてですね先決行為、職務執行者の先決によって条例化していきます。よってきちっとはっきりしていくということになります。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>他委員さんから何かご意見ありませんでしょうか。</p>
<p>委員 (山岡年文)</p>	<p>先ほどから言うてる30人、定数ですけどね、うちの議会は色々全協でありまして1期だけでも選挙区を作ったらどうなっている意見。っていうことは結局うちは5町で一番町民の人口が少ないまちであります。そのうちで端的に言いますとね、人口から選挙区いいますと、大体3人から4人っていう確立で言うたらね、そういう当選しかできないんじゃないかということでそういう選挙区を作ってもらったらどうかっていう意見もありました。それが色々やりましてそれは今回には向かないだろうということで全国区ということで、一緒に選挙やったらどうなっていることになったんですけど、その時に30人の定員をぜひとも確保してほしいということに、先ほど言われる町の話も出ておりましたけれども、岩出町のボン？っていうんですか面積、人口多いですけども面積、うちは桃山町は人口は少ないけど面積が多いとやっぱり、住民の声が少なくなったらね届きにく</p>

	<p>いとそういうこともあるんで、やっぱり岩出町とこの新市につながる今度の市ですけども5町の、それとは違うんじゃないかと条件が違うんじゃないかということも考えると思います。それから、選挙区を作ればうちによけもらわんなんと、小さいところが選挙民でなしにそれでなしに、かね3人しかいけやんとこを5名ほしとこうなってくる場合においては、ほいたらどっか減らさんなんということになる。30名定数となったら。そういうことについたら結局話はなかなかこんとんといっって前へ進まないだろうと。そういうことも考えられるので、全国区制に選挙区を作らないような事で話を進めたわけです。そういうことふまえて、ぜひとも30名は桃山町議会といたしましては定数はほしいと、これはきっちりと伝えておきたいということでもありますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>他委員さんからご意見ありますか。 意見がないようでございますので、スケジュール的には次回7月中旬ぐらいの委員会において定数を・・・選挙区を設けるか否かの決定という風になっております。次回までにそれを各議会さんとかで、全協とかで話し合っ来ていただいてここへ持ち寄っていただいてこの場で決定することができるのかなってということもありますんで、この後の次第についてもそうなんですけども、この委員会をもっと開催を何回もしてほしいよとか、その意見を持ち寄ったらの時点で即決定ってできるのかなというスケジュール的な部分もありますんで、その辺等とかでも結構ですんで、ご意見いただけたらと思います。はい、竹村委員。</p>
<p>委員 (竹村広明)</p>	<p>竹村でございます。一応スケジュールでは7月中旬に第4回の小委員会で、定数と選挙区の件の決定ということになっております。今から帰られまして1ヶ月弱になろうかと思うんですけども、その間に各町がですね一応検討していただいて、できればもうここで決定したいと思うんですけども、どうしても決定できない場合は、そこから1週間か2週間でまた開催して、8月には決めたいと思いますので、そういうスケジュールでいかれたらどうですか。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、それでは次回はまず7月中旬ぐらいで、その時の意向によってその後の開催を決めていくという形っていう意見でよろしいですか。はい、他ご意見ないでしょうか。はい、黒田委員さん。</p>
<p>委員 (黒田七郎)</p>	<p>当初ですね、この小委員会についてはスケジュールということが非常に我々の検討していく一つの指針になるんじゃないかというその言葉からで、スケジュールを発表していただいたわけなんですけれども、あくまで</p>

もやっぱりうちの委員会だけじゃございませんので、そのスケジュール通りにやっぱり進行させていただいてですね、その間までの各小委員会、或いは各町ですね相当意見が集約できぬくいということであれば、各町でそれなりの努力していただいでですね、問題はスケジュール通りの7月の中旬頃に第4回の小委員会でそれぞれ問題について決定をしていくんだという一つの基本姿勢をね崩さないようにしていただいで、やらんことには一つ崩れたらどうしてもやっぱり崩れていく一つの可能性もございますので、我々の新市の議会議員の定数及び任期の検討小委員会については、スケジュール通りをまっとうしていきんだと、そういう姿勢をですねださんことにはいかなのじゃないかと思うので、その間の紆余曲折は、竹村委員もご心配されておりますとおり各町で、またそれまでに委員会を設けて、開くべきかという一つのことを判断された場合ですね、議長の権限で招集していただいてもけっこうかと思えますけれども、基本のスケジュールはその遵守しなければいけないと、このような建前を申し上げさせていただきたいとこのように思うわけなんです。以上であります。

議長
(榎本喜之)
委員
(松浦猛)

はい、ありがとうございます。じゃ松浦委員さん。

今黒田委員おっしゃられましたんで、私もそのことをお話ししようと思ってたんですが、それとねやっぱり私の方がもうちょっと事務局の方で資料をいただきたいんですわ。色々合併問題でここだけじゃなしに、全国的にやっているとそうなる参りますと類似の新しくできる市なりなんなりは、どのような形で上限の30名をとばってるんかと、その中にはもちろん面積もありますし、人口もあると、私がなぜ言うかっていいますとやっぱりこの議員一人のいわゆる1票の重さですね。それはやっぱり従事ていかなことには言われることがよくわかるんですが、そこら辺も私としては重視したいなという気持ちありますんで、今出てる資料の中では田辺の広域合併協議会のところでも、合併後定数が30となっておりますし、色々その新市の人口なりなんなりは出てるんですが、類似のやっぱりここ合併を進めてるところの市町村の新しくなった時の市町村の面積、或いはまたそうなる参りますとこのなんで、選挙区が設けられたというのいわゆる今、先ほど桃山の方からも言われましたように場所は広いのであるというなにもありますし、また一つは果たして市の中心はどこになるんだろうかと。そうなる参りますとそれじゃそこから一番遠いところはどのような新たな過疎っていうような形にも考えられるんじゃないかと、いうようにも思いますんで、この間にもういっぺんでも結構ですから、しり?の期日はやっぱり黒田委員おっしゃるようきちんとしといて、そこら事務局ちょっとお忙しいと思うんですが、こればかりにかかってられやんと

<p>事務局 （総務課長 栗山房大） 議長 （榎本喜之）</p>	<p>思うんですが、そういう資料を出していただけたらありがたいと思います。</p> <p>今、松浦委員ご指摘のような資料できるだけ早い機会に取りそろえてお出ししたいと思います。</p> <p>今、松浦委員さんからの資料等っていう意見ありまして、次の委員会にその資料提出していただいてそれまた議会へ持ちかえってっていうことになったらものすごい遅くなるんじゃないかなと思いますんですけどもいかがでしょう。資料につきましては会議場でなくても送付でもかまわないということで。</p>
<p>事務局 （総務課長 栗山房大）</p>	<p>はい、議長。そしたらですね、おっしゃるとおりやと思いますのでそろえ次第ですね郵送させていただくとか、或いはまた今度6月の24日にですね全体の協議会ございますので、その時皆さんいらっしゃると思いますので、その時にお出しできれば出しますし、もしそれ間に合わない形になりましたら郵送させていただくということをお願いしたいと思います。</p>
<p>議長 （榎本喜之）</p>	<p>はい。それでは本日の議員定数及び選挙区を設けるか否か、の協議については本日の所は継続審議ということでスケジュールに乗っ取りまして8月に最終決定するというスケジュールはもう崩さないと、その基本姿勢は崩さずにその後の委員会につきましては資料等いただいて、必要であると思われる場合は開かせていただくという形で進めさせていただきたいと思います。本日につきましては、すいません、松浦委員。</p>
<p>委員 （松浦猛）</p>	<p>松浦です。これは決まってるやろ、地方自治法及び公職選挙法の原則を適用するというのは決まりましたね。</p>
<p>議長 （榎本喜之）</p>	<p>はい、決定しています。</p>
<p>委員 （松浦猛）</p>	<p>はい、結構です。</p>
<p>議長 （榎本喜之）</p>	<p>今申し上げてるのが、議員の定数及び選挙区を設けるか否かにつきましては、継続の審議ということでご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>「異議なし。」の声あり。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、異議なしということですので、この二つにつきましては継続審議</p>

<p>(榎本喜之)</p>	<p>といたします。</p> <p>それでは会議次第5番のその他ですけれども、委員の皆さんから何かご意見等ありましたらいただきたいと思います。ないでしょうか。</p> <p>なければ最後の会議次第6番、時期開催日程につきましてですけれども先ほどからもちょっと意見言わせていただいたりもしておりますけれども、何かご意見等他に委員さんからありましたら。まずをもって事務局案をいただきたいと思っておりますけれども。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、議長。事務局の案といたしましては7月13日、1時30分からこの粉河ふるさとセンターの2階のこの視聴覚室でお願いしたいなと思います。火曜日でございます。1時30分です。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>ただ今事務局案の提出していただきました。7月13日の午後1時30分よりこの場所ですけれども、皆さんご異議はございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし。」の声あり。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>それでは最後に少し確認ですけれども、次回までにはある程度町で取りまとめた意見を持ってきた方がいいのか、っていうのを私の方からお諮りしたいと思うんですけれども。委員の皆さんから決定をするっていうことですけれども、それはもうそれで議会で取りまとめてとりあえずこの場でたたき題を出すと、それ以降についてまた委員会の詳細について進めていく方向について、開催日程について等決めていくという形で結構でございますか。</p> <p>「はい。」の声あり。</p>
<p>議長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、それでは事務局案にも異議がないということですので、次回は7月の13日でよろしく願いいたします。それでは本日の日程は全て終了いたしました。なお、小委員会規定第6条の規程に基づきまして本日の小委員会の審議の経過及び結果について、来たる24日開催の第4回合併協議会において報告させていただきます。皆さん慎重審議ありがとうございました。</p>